

新 旧 対 照 表

第3 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の制定等に伴う所得税（譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第11条の4 《被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(震災特例法令第13条の3第4項と震災特例法の他の規定及び措置法の規定との関係)</p> <p>11の4-4 震災特例法令第13条の3第4項の規定の適用がある場合における措置法第2章第4節の規定の適用に関しては、<u>同項</u>に規定する補償金を取得する場合は措置法第33条第4項第2号に掲げる場合に該当するものとされることから、例えば、震災特例法令第13条の3第4項の規定の適用がある資産については、措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用はない。</p> <p>第11条の5 《被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等》関係</p> <p>(震災特例法第11条の5と同法の他の規定及び措置法の規定との関係)</p> <p>11の5-1 震災特例法第11条の5第1項の規定の適用がある場合における措置法第2章第4節の規定の適用に関しては、・・・・・・、措置法第37条の規定の適用はないが、震災特例法第11条の5第1項の規定と措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》の規定との関係では、納税者はこれらの規定のいずれかを選択することができる。</p> <p>なお、震災特例法第11条の5第2項、第3項又は第5項の規定の適用がある場合における措置法第2章第4節の規定の適用に関しても、同様に、<u>同条第2項</u>に規定する</p>	<p>第11条の4 《被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(震災特例法令第13条の3第4項と震災特例法の他の規定及び措置法の規定との関係)</p> <p>11の4-4 震災特例法令第13条の3第4項の規定の適用がある場合における<u>震災特例法第12条《特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例》</u>の規定又は措置法第2章第4節の規定の適用に関しては、<u>震災特例法令第13条の3第4項</u>に規定する補償金を取得する場合は措置法第33条第4項第2号に掲げる場合に該当するものとされることから、例えば、震災特例法令第13条の3第4項の規定の適用がある資産については、<u>震災特例法第12条又は措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》</u>の規定の適用はない。</p> <p>第11条の5 《被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等》関係</p> <p>(震災特例法第11条の5と同法の他の規定及び措置法の規定との関係)</p> <p>11の5-1 震災特例法第11条の5第1項の規定の適用がある場合における<u>同法第12条の規定又は措置法第2章第4節の規定の適用</u>に関しては、・・・・・・、<u>同法第12条又は措置法第37条の規定の適用</u>はないが、震災特例法第11条の5第1項の規定と措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》の規定との関係では、納税者はこれらの規定のいずれかを選択することができる。</p> <p>なお、震災特例法第11条の5第2項、第3項又は第5項の規定の適用がある場合に</p>

改正後	改正前
<p>土地等が買い取られる場合、・・・・・・。</p> <p>(注)・・・・・・。</p> <p style="text-align: center;">(廃止)</p> <p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p>おける同法第12条の規定又は措置法第2章第4節の規定の適用に関しても、同様に、<u>震災特例法第11条の5第2項に規定する土地等が買い取られる場合、・・・・・・。</u></p> <p>(注)・・・・・・。</p> <p style="text-align: center;"><u>第12条《特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)</u></p> <p>12-1 「当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうことに留意する。したがって、例えば、滅失等をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失等をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。</p> <p>(注) 「当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」は、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなったものであるかどうかは問わないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(被災区域である土地等を事業の用に供しているかどうかの判定)</u></p> <p>12-2 震災特例法第12条第1項の表の第1号に掲げる譲渡資産が事業(事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものを含む。以下12-3において同じ。)の用に供しているものに該当するかどうかの判定は、原則として譲渡の時の現況により行うこととなるのであるが、東日本大震災による被災の後譲渡の時までの間、当該譲渡資産を他の用途に供していないときは、東日本大震災による被災直前の状況により判定することとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(事業の用に供していた資産の所有者が死亡している場合の相続人についての特例の適用)</u></p> <p>12-3 震災特例法第12条第1項の表の第1号の上欄に掲げる譲渡資産のうち事業の用に供しているもの(以下この項において「相続事業用資産」という。)の所有者が死亡している場合に、当該相続事業用資産の所有者(以下この項において「被相続人」</p>

改正後	改正前
<p>(廃止)</p> <p>第12条の2 《被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例》関係</p> <p>(債務処理計画の要件)</p> <p>12の2-1 震災特例法第12条の2に規定する債務処理に関する計画とは、……………。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過的取扱い…改正前の震災特例法等の適用がある場合)</p> <p>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第155号)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和6年財務省令第27号)をいう。以下同じ。)による改正前の震災特例法、震災特例法令及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例</p>	<p>という。)の相続人(包括受遺者を含み、平成23年3月11日の直前において次のいずれかに該当する者に限る。)が、同条第1項に規定する対象期間内に当該相続事業用資産の譲渡をしたとき(当該譲渡の時までの期間、当該相続事業用資産を当該相続人の事業の用に供していない場合に限る。)は、同条第5項の規定により、当該相続人が当該譲渡の時において当該相続事業用資産を事業の用に供しているものとみなして、同条第1項から第4項までの規定を適用することができることに留意する。</p> <p>(1) 当該被相続人の事業に従事していた者</p> <p>(2) 当該被相続人と生計を一にしていた者</p> <p>(注) 「生計を一にしていた者」に該当するかどうかは、所得税基本通達2-47《生計を一にするの意義》に定めるところによる。</p> <p>(措置法第37条に関する取扱いの準用)</p> <p>12-4 措置法通達37-1から37-5まで、37-7から37-11まで、37-11の3から37-11の6まで、37-14から37-29まで、37の2-1、37の2-2、37の3-1から37の3-5まで、37の4-1、37の4-2の取扱いは、震災特例法第12条の規定を適用する場合について準用する。</p> <p>第12条の3 《被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例》関係</p> <p>(債務処理計画の要件)</p> <p>12の3-1 震災特例法第12条の3に規定する債務処理に関する計画とは、……………。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>に関する法律施行規則（平成 23 年 4 月 27 日財務省令第 20 号。以下「震災特例法規則」という。）（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の震災特例法、震災特例法令及び震災特例法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この通達による改正前の「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の制定等に伴う所得税（譲渡所得関係）の取扱いについて」通達の取扱いの例による。</u></p>	